

議案第 1 号

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成26年3月19日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

沖縄県立教育機関組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「教科研修班、教育経営研修班及び特別支援教育班」を「教職研修に関する事務及び所長の指示する班」に改め、同条第3項中「理科研修班、産業教育班及びIT教育班」を「学校支援に関する事務及び所長の指示する班」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

規則案の概要説明

部課名 総務課

1 件名

沖縄県立教育機関組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

県立総合教育センターには、沖縄県教育機関組織規則第6条に基づき、教育経営研修班、教科研修班及び特別支援教育班の3班（教職研修グループ）の事務を総括する「教職研修総括」及び、理科研修班、産業教育班、IT教育班の3班（学校支援グループ）の事務を総括する「学校支援総括」の二つの職が設置されている。

しかし、総合教育センターの中心的な業務である、教職研修業務及び学校支援業務については、6班の所掌する分野それぞれに該当業務があることから、事務を総括する班を特定の班に固定する現在の職制では喫緊の課題や出前講座、学校支援プログラムを活用した新たな施策・事業等に柔軟に対応できないため、総括する事務を業務（教職研修業務及び学校支援業務）単位に見直す必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 教職研修総括は、上司の命を受け、教職研修に関する事務及び所長の指示する班の事務について総括するとともに、総括する事務について所長を補佐することとする。
（第6条第2項関係）
- (2) 学校支援総括は、上司の命を受け、学校支援に関する事務及び所長の指示する班の事務について総括するとともに、総括する事務について所長を補佐することとする。
（第6条第3項関係）
- (3) この規則は平成26年4月1日から施行する。

4 関係各課との調整状況

関係各課と調整済

5 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 総合教育センターに配置される総括の職制について（イメージ図）

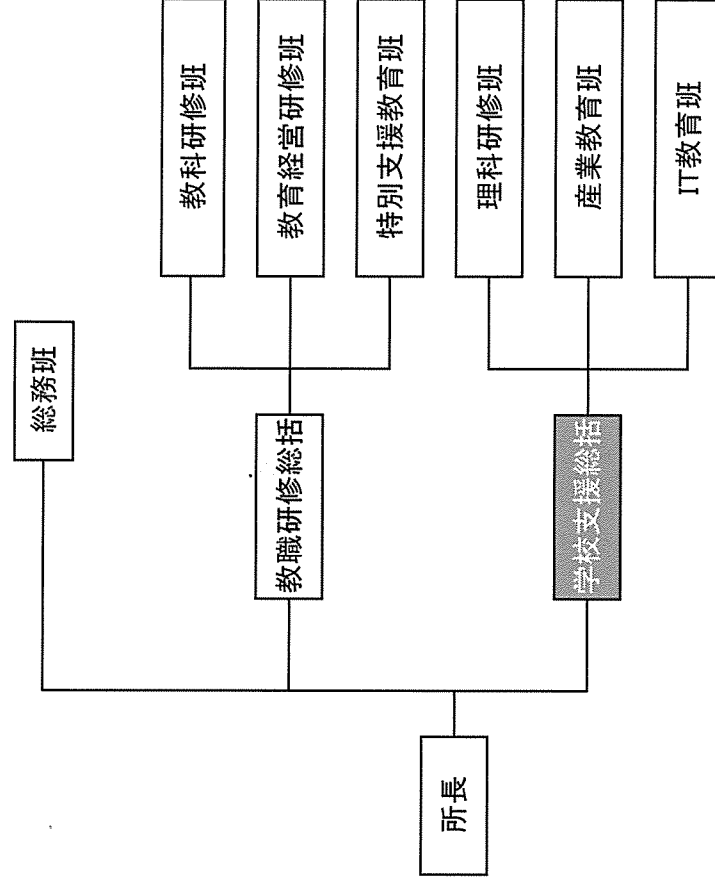
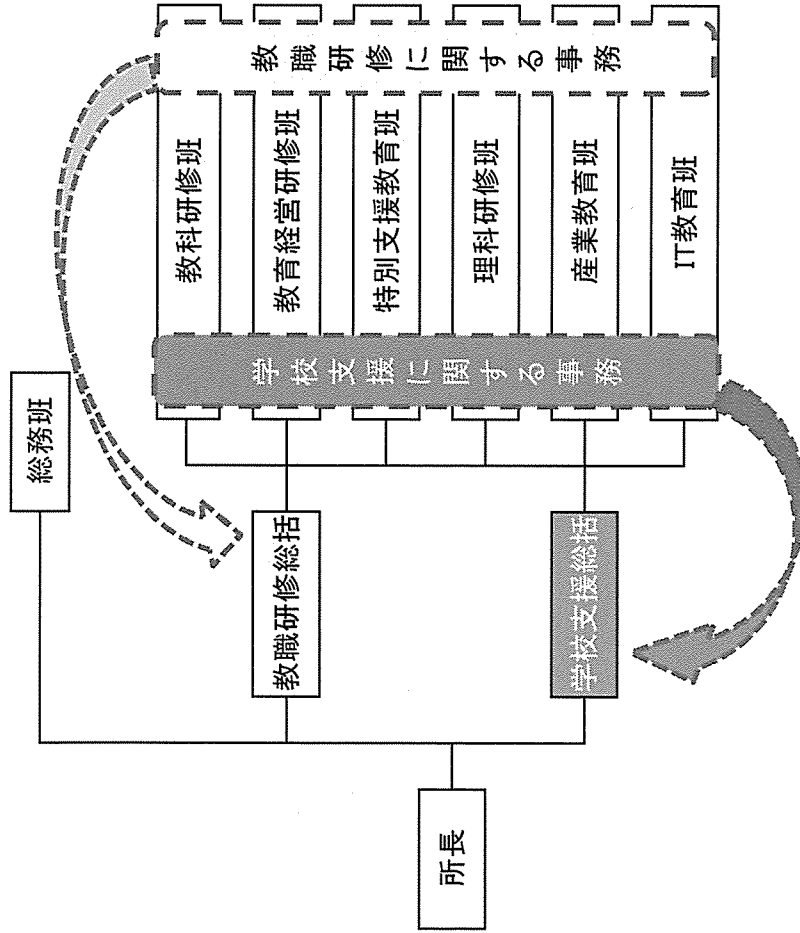
沖縄県立教育機関組織規則	
改正案	現行
<p>第6条 総合教育センターに教職研修総括及び学校支援総括を置く。</p> <p>2 教職研修総括は、上司の命を受け、<u>教職研修に関する事務及び所長の指示する</u>班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。</p> <p>3 学校支援総括は、上司の命を受け、<u>学校支援に関する事務及び所長の指示する</u>班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。</p>	<p>第6条 総合教育センターに教職研修総括及び学校支援総括を置く。</p> <p>2 教職研修総括は、上司の命を受け、<u>教職研修、教育経営研修及び特別支援教育班の事務</u>を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。</p> <p>3 学校支援総括は、上司の命を受け、<u>理科研修、産業教育班及びIT教育班の</u>事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。</p>

(注) 改正規定に係る部分の対照箇所にはアンダーラインを引くこと。

総合教育センターに配置される総括の職制について

新体制

現行体制



(第6条関係)

※教職研修総括は、教職研修に関する事務及び所長の指示する班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

※学校支援総括は、学校支援に関する事務及び所長の指示する班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。

※所長の指示する班については、処務細則で定める。

※教職研修総括は、教科研修班、教育経営研修班、特別支援教育班をの事務を総括するとともに総括する事務について所長を補佐する。

※学校支援総括は、理科研修班、産業教育班、IT教育班の事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。